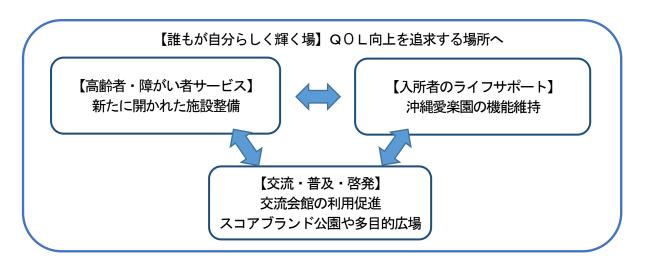
~「国立療養所沖縄愛楽園土地等利活用基本計画」(平成31年3月 名護市策定)より抜粋~

◇土地等利活用基本計画の基本的考え方

○土地等利活用のコンセプト

沖縄愛楽園の土地等を利活用するにあたっては、沖縄愛楽園がこれまで入所者のQOLの向上を追及していたことに鑑み、今後もハンセン病の歴史を伝え人権について考える場所としながら、すべての人々がQOLを高め、生涯にわたり自分らしく輝ける場所を創出していくことをコンセプトとする。今回の検討範囲は、高齢者や障がい者向けのサービスを中心として、新たに開かれた施設整備の場所とする。



○利用対象者の設定

今回の計画で整備する施設の利用者は、高齢者・障がい者に対応するサービスを基本とし、高齢者や障がい者のQOL向上のための活動や、人権問題全般の普及啓発に資する研修や学習利用を中心とする。

また、沖縄愛楽園入所者や職員との交流や共生を図り、地域の雇用創出につなげる。

○導入機能に関する方針

対象となる土地に導入する機能については、基本理念、基本目標、基本方針に基づき、沖縄愛楽園交流会館の利用促進と地域振興に資する機能の導入方針を示す。

①沖縄愛楽園交流会館の利用促進

●入口からのアプローチ動線の整備を図る。
●案内誘導サインの充実を図る。
●愛楽園の歴史的遺構、ガイドポイントなどを残していく。

②地域振興に資する施設の考え方

●高齢者・障がい者を対象とした事業者の誘致を図る。
※レスパイトサービス、ホスピス等、医療機能等の検討
●利用者のQ0Lを高める事業内容とする。
●地域の雇用創出につながる事業内容とする。
●地域の雇用創出につながる事業内容とする。

●将来構想に沿った、土地利用に関するコンセプトを示し、これに基づく土地利用方針のもとに秩序ある機能や施設の導入を検討していく。
※自転車のまちづくり、健康増進関連、スポーツ等

※民間事業者より事業者を公募する場合は、収益性のある事業の導入が必要である。